



第2580地区 東京豊島東ロータリークラブ

# WEEKLY REPORT

創立/1986年2月19日 (会長)稲川 一 (幹事)月井 雅夫  
 例会場/〒171-8505 東京都豊島区西池袋1-6-1 ホテルメトロポリタン TEL 03-3980-1111  
 事務所/〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-14-101 TEL 03-3985-7577 FAX 03-3590-6644  
 HP http://www.toshimah-rc.jp E-mail info@toshimah-rc.jp

## 第 1283 回例会 2013 年 4 月 11 日

### 本日のプログラム

#### 2012-2013年度5クラブ合同例会

日 時：2013年4月11日(木)11:30～14:10  
 場 所：ホテルメトロポリタン 3F「富士の間」  
 ホストクラブ：東京池袋ロータリークラブ

#### 【式次第】

11:30

登録受付開始及び昼食

司会者 山口副 SAA (東京池袋 RC)

12:20

開会の点鐘 5クラブ会長

国家斉唱・ロータリーソング ソングリーダー

ご来賓紹介 尾崎東京池袋 RC 会長

開会挨拶 ホストクラブ 尾崎会長

5クラブ次年度会長・幹事紹介 尾崎会長

5クラブ次年度会長・幹事挨拶(各クラブ3分間)

東京板橋 RC

長江洋介次年度会長/岡本教雄次年度幹事

東京池袋西 RC

奥野仁己次年度会長/平井憲太郎次年度幹事

東京豊島東 RC

廣内世英次年度会長/有我信行次年度幹事

東京板橋セントラル RC

木村まり子次年度会長/日吉清視次年度幹事

東京池袋 RC

加藤勇夫次年度会長/中野正人次年度幹事

ご来賓、卓話者紹介 尾崎会長

13:00

卓話「命に輝きを」 俳優 滝田 栄氏

14:00

分区ガバナー補佐挨拶

高木義雄ガバナー補佐 (東京王子 RC)

14:10

卓話者へのお礼と閉会の点鐘 尾崎会長

### 次回のプログラム

例 会 12:30～13:30

バギオビデオ鑑賞

なにか私にできること

～シスター・テレジア海野の第二の人生～

竹内哲夫バギオ委員長

### ●先週の例会報告 2013年4月3日

### 会 長 報 告

①5クラブ合同例会の案内11日(木)開催

11:30より登録受付開始及び昼食になりますが、昼食会場と例会場が一緒になりますので早めにご来場され、お食事を12:20までに済ませて頂きます様お願い致します。

尚、10日(水)のクラブ例会は11日に振替となっておりますのでご注意ください。

②台北東海 RC18周年記念式典に対しお祝いのご挨拶文を送らせていただきました。

### ニコニコ BOX

渡辺会員/先日のC班のホームミーティング多数で参加誠にありがとうございます。有意義な時間でした。当日の会費のおつりをニコニコ致します。

前川会員/山元さんに指名されて頼りないソングリーダーで恐縮です。それでも1回だけオーケストラで振った事があるんですが…。台湾の地区大会で沢山バナーを貰って来ました。

櫛田会員/今日は嵐のような天候!でもロータリアンはそれにめげず楽しい例会へ!村上さんありがとうございます。

浅原会員/結婚記念日のプレゼント有難う御座居ます。毎年、忘れずに助かります。明日(4日)ですが、早やめにお礼致します。

今田会員/早退します。

### ■出席報告

会 員	出席参加 会員数	出席数	欠席数	出席率	3月27日分 修正出席率
32名	28名	25名	3名	89.28%	83.87%

## 改正高齢法について

村上総合保険事務所所長 村上芳明会員



## 法律の主な改正点

## 第 8 条 定年

事業主がその雇用する労働者の定年の定めをする場合には、60 歳を下回ることができない。

## 第 9 条 高齢者雇用確保措置

1 65 歳未満の定年の定めをしている事業主は、65 歳までの安定した雇用を確保するため次の措置のいずれかを講じなければならない。

- 一 当該定年の引上げ
- 二 継続雇用制度の導入
- 三 当該定年の定め廃止

2 事業主は、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、当該組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入した場合は、前二号の措置を講じたものとみなす。

## 第 10 条 指導、助言及び勧告

1 厚生労働大臣は、9 条 1 項の規定に違反している事業主に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の指導又は助言をした場合において、なお規定に違反していると認めるときは、高齢者雇用確保措置を講ずべきことを勧告することができる。



## 第 8 条 定年

事業主がその雇用する労働者の定年の定めをする場合には、60 歳を下回ることができない。

## 第 9 条 高齢者雇用確保措置

1 65 歳未満の定年の定めをしている事業主は、65 歳までの安定した雇用を確保するため次の措置のいずれかを講じなければならない。

- 一 当該定年の引上げ
- 二 継続雇用制度の導入
- 三 当該定年の定め廃止

2 継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主（当該事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事

業主をいう。以下この項において同じ。）との間で、当該事業主の雇用する高齢者であって、その定年後に雇用されることを希望するものをその定年後に当該特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結し、当該契約に基づき当該高齢者の雇用を確保する制度が含まれるものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の事業主が講ずべき高齢者雇用確保措置の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。）に関する指針を定めるものとする。

## 第 10 条 公表等

1 厚生労働大臣は 9 条 1 項の規定に違反している事業主に対し必要な指導及び助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の指導又は助言をした場合において、なお規定に違反していると認めるときは、高齢者雇用確保措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

## 第 10 回定例理事会議事録

開催日時：平成 25 年 4 月 3 日（水）

午前 11：30 ～ 12：00

開催場所：ホテルメトロポリタン例会会場

出席者：

稲川会長、廣内副会長、月井幹事、櫛田会計、滝澤 SAA、今田社会奉仕委員長、村山国際奉仕委員長、佐野職業奉仕委員長、有我副幹事、

欠席者 2 名

議長：稲川会長

## 【議題 1】会計月次報告

近日、財務委員会ならびに臨時理事会等を開催して審議を行い、次年度計画につなげる協議を行う。

理事会承認

## 【議題 2】4 月の例会スケジュール

卓話者予定

3 日 改正高齢法について 村上会員

11 日 5 クラブ合同例会

17 日 バギオビデオ鑑賞 竹内会員

24 日 豊島区の教育について

前豊島区教育委員長 廣田様

理事会承認

## 【議題 3】東北すくすくプロジェクトについて

今田社会奉仕委員長より要請があり、協力することに決定。協力金の 5 万円は義捐金予算の中から単年度支出にて行う。

理事会承認

## 【議題 4】その他

1. 3 クラブ合同ワイン会（4 月 19 日）に積極的に参加をする。

2. ホームミーティングの内容を受け、今後のクラブの方向性を協議する検討委員会設立に向けて人選を進めていく。

以上